

## 目 次

---

---

### 概要

1 設立経緯.....	2 - 3
2 設置目的.....	2 - 3
3 事業の概要.....	2 - 3
4 平成15年度の主な事業実績.....	2 - 3
5 施設の概要.....	2 - 5
6 組織.....	2 - 6
7 県との関係.....	2 - 7
8 財務の状況.....	2 - 8

### 実地監査年月日

実地監査年月日.....	2 - 12
--------------	--------

### 監査結果 指摘事項

#### (会計事務について)

1 領収書の取扱いについて.....	2 - 12
2 有価証券の会計処理について.....	2 - 12
3 会計規程に基づく計算書類の作成について(共通).....	2 - 13

#### (管理運営状況について)

4 役員に対する退職金について.....	2 - 14
5 福利厚生について.....	2 - 14
6 勤怠管理について(共通).....	2 - 14

### 意見

#### (契約事務について)

1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について (共通).....	2 - 15
--	--------

#### (事業実施のための事務について)

2 外国人未払医療費対策事業について.....	2 - 15
-------------------------	--------

#### (会計事務について)

3 賞与引当金計上の必要性について(共通).....	2 - 17
----------------------------	--------

(財)群馬県国際交流協会

4	人件費の計算書類上の表示について(共通) .....	2 - 17
<b>(県と出資団体との関係について)</b>		
5	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通) .....	2 - 17
<b>(管理運営状況について)</b>		
6	理事会の強化について(共通) .....	2 - 17
7	理事会への代理出席について.....	2 - 17
8	人事運用の自立化について(共通) .....	2 - 18
9	人件費抑制施策について(共通) .....	2 - 18
10	行政コスト計算書の作成と活用について(共通) .....	2 - 18
<b>(出資団体のあり方について)</b>		
11	国際交流協会の事業目的について.....	2 - 19
12	サロンの活用について.....	2 - 19
13	賛助会員について.....	2 - 20
14	国際交流協会運営の今後のあり方について.....	2 - 20

# 財団法人 群馬県国際交流協会

## 概要

### 1 設立経緯

財団法人群馬県国際交流協会(以下「国際交流協会」という。)は、群馬県の国際交流を行政と民間が一体となって推進するための中核的組織として、平成2年3月に県が策定した「群馬県国際交流推進大綱」において設立の位置付けがなされた。これを受け同年10月15日付けで群馬県知事に財団法人の設立許可申請を行い、同月30日設立許可を受けた。

### 2 設置目的

国際交流協会は、県民の国際交流に関する幅広い活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、群馬県の国際化を推進し、もって地域の活性化と世界に開かれた群馬の実現に寄与することを目的とする。

### 3 事業の概要

国際交流協会は、上記の目的を達成するための次の事業を行っている。

- (1) 国際交流に関する相談
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する調査及び研究
- (4) 国際交流事業への協力及び支援
- (5) 国際交流事業に関する企画及び実施
- (6) 国際交流に関する事業の受託
- (7) その他国際交流協会の目的を達成するために必要な事業

### 4 平成15年度の主な事業実績

(単位：千円)

事業名	事業概要	決算額
(1)外国人生活相談事業	協会通訳センターにおいて、県民、在住外国人からの国際交流、協力、生活全般に係る相談に日本語他4カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)で対応。 関係諸機関の協力を得て、専門家による外国人の各種生活相談を巡回及び予約制により実施した。 ・外国人のための法律・健康相談(巡回相談) ・外国人のための法律相談(予約制相談)	604

(財)群馬県国際交流協会

(2)機関紙発行	協会の活動状況や県内外の国際化に係る諸情報を掲載した機関紙「インターセクション」(国際交流通信ぐんま)を年4回発行した。発行部数：1,400部/回。	616
(3)外国語情報誌発行	在住外国人を対象に、生活、催事、地域・文化紹介、法制度等の諸情報を掲載した外国語情報誌「THE GUNMA GUIDE」各言語版(4カ国語)を隔月発行した。配布先：県内在住外国人(希望者)、市町村国際交流協会等。	532
(4)国際交流・協力団体ネットワーク事業	市町村の国際交流協会を対象に、国際化や国際交流に関する情報交換及び相互交流を図ることを目的として連絡会議を開催した。 市町村等国際交流団体連絡会議 国際交流協会等ネットワーク構築研究会(実務担当対象) ネットワーク構築研究会・東毛地域等ブロック会議(在住外国人対策)	297
(5)日本語学習支援事業	在住外国人の日本語学習支援を行うボランティアの養成と教授技術の向上を図るため、群馬大学留学生センター教員を講師として以下の講座を開講した。 日本語ボランティア養成講座 日本語ワークショップ	391
(6)国際交流まつり	県民と在住外国人との交流を通して相互理解を図るため、NPO団体や国際交流ボランティア等と協働で国際交流まつりを開催した。なお、平成15年度は「2003日本におけるトルコ年」を記念して、関連事業に支援・協力を行った。	2,917
(7)奨学金支給事業	県内の大学・短期大学等に在籍する外国人留学生を対象に奨学金を支給し、留学生の生活支援を行った。 ・一般奨学生 受給者30名、受給金額10,000円/月 ・特別奨学生 受給者10名、受給金額30,000円/月	7,162
(8)リサイクル自転車支給事業	県内の大学、短期大学等に在籍する外国人留学生の学習活動を支援するとともに、リサイクル資源の有効利用を図るため、関係機関の協力を得て、留学生にリサイクル自転車40台を支給した。	280
(9)県費留学生・海外技術研修員受入受託事業	県が実施する留学生受入事業、海外技術研修員受入事業の一部を受託し、研修員に対する日本語研修を実施するとともに、国際理解講座等交流事業への積極的な参加を促し、県民との相互理解を深めた。 ・県費留学生 1名(ブラジル) ・海外技術研修員 6名(ウズベキスタン、エチオピア他)	13,447

(10)外国人未払医療費対策事業	県内の医療機関で、緊急その他やむを得ない理由により外国人を診療し、その医療費の回収努力をしたにもかかわらず、その一部または全部を回収できないまま、1年以上を経過した医療費について、その70%を限度として補填した。	19,486
------------------	--	--------

## 5 施設の概要

(所有者：群馬県)

施設名	協会事務所
設置・開設	平成2年10月開設時：前橋市本町1-4-4 平成13年4月現在地(群馬会館内)に移転
施設所在地	群馬県前橋市大手町2-1-1(群馬会館内)
事務所床面積	224.84 m <sup>2</sup>
平成15年度賃借料	2,301 千円

## 6 組織

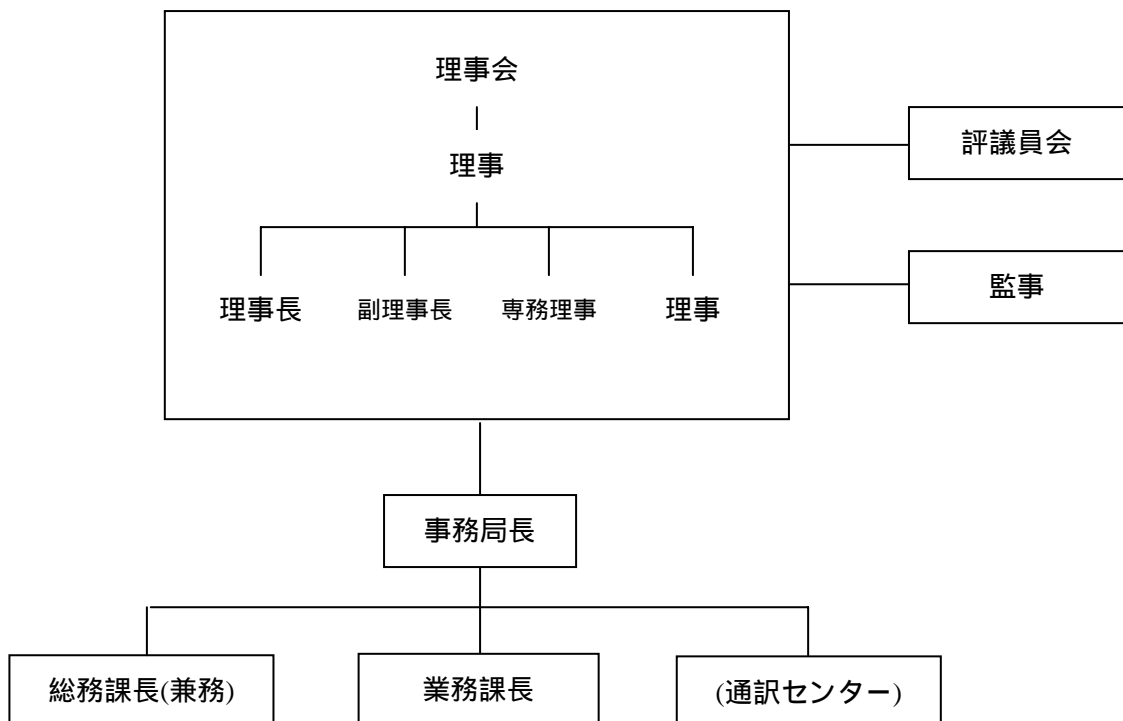
### (1)人員構成

(平成 16 年 3 月 31 日現在) (単位:人)

区 分		一 般	県現職	県 退職者	県派遣	プロパー 職員	嘱託 職員	合 計
役員	理 事 長	0( 0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1( 1)
	副 理 事 長	3( 3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3( 3)
	理 事	17(17)	3(3)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	22(22)
	監 事	1( 1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2( 2)
	小 計	21(21)	5(5)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	28(28)
職員	事 務 局 長	0	0	0	1	0	0	1
	総 務 課	0	0	0	0	2	0	2
	業 務 課	0	0	0	1	2	0	3
	通 訊 セ ン タ ー	0	0	0	0	0	5	5
	小 計	0	0	0	2	4	5	11
合 計		21(21)	5(5)	2(2)	2(0)	4(0)	5(0)	39(28)

補足事項...( )内は、非常勤役員数である。

### (2)組織図



## 7 県との関係

## (1) 出資 (単位:千円)

出資先	平成13年度	平成14年度	平成15年度
群馬県	411,000( 78.8%)	411,000( 78.8%)	411,000( 78.8%)
(財)群馬県市町村振興協会	100,000( 19.1%)	100,000( 19.1%)	100,000( 19.1%)
(財)群馬県農業拓植基金協会	10,000( 1.9%)	10,000( 1.9%)	10,000( 1.9%)
合計	521,000(100.0%)	521,000(100.0%)	521,000(100.0%)

補足事項... ( ) は、出資比率である (小数点2位以下は切捨て)。

## (2) 県からの補助金 (単位:千円)

所管課	補助の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国際課	事業費・管理費補助	69,411	81,828	74,063
国保援護課	外国人未払医療費対策事業補助	10,128	19,875	17,731
合計		79,539	101,703	91,794

## (3) 県からの委託料 (所管課:国際課) (単位:千円)

委託の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
外国人相談事例集作成	694	0	0
海外技術研修員・県費留学生受入一部事務受託	0	15,745	13,448
自治体職員協力交流事業一部事務受託	0	479	100
合計	694	16,224	13,548

補足事項...海外技術研修員・県費留学生員受入受託事業は平成13年度まで県国際課ですべての事務を行っていたが、平成14年度からは事務の一部を国際交流協会で行っている。

## (4) 県に対する賃借料支払 (単位:千円)

所管課	賃借物件	平成13年度	平成14年度	平成15年度
管財課	群馬会館内事務所	2,549	2,420	2,301
管財課	国領町庁舎内倉庫	0	0	115
合計		2,549	2,420	2,416

## 8 財務の状況

国際交流協会の計算書類は、一般会計と特別会計(外国人未払医療費対策事業基金)に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

## (1) 収支計算書総括表

(単位：千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	3,697	3,004	2,295	-708
会費収入	686	638	532	-106
事業収入	124	122	135	13
補助金等収入	86,145	125,185	106,120	-19,065
負担金収入	326	0	0	0
寄附金収入	1,050	1,050	1,000	-50
敷金戻り収入	6,074	0	0	0
基本財産収入	10,000	0	0	0
特定預金取崩収入	1,833	7,606	761	-6,845
その他の収入	271	711	351	-359
当期収入合計	110,208	138,317	111,195	-27,121
前期繰越収支差額	8	11	22	10
収入合計	110,216	138,328	111,217	-27,110
事業費	41,423	63,544	48,063	-15,481
相談事業費	506	776	604	-172
情報収集・提供事業費	5,606	4,032	2,707	-1,325
調査・研究事業費	527	609	327	-282
国際交流 協力・支援事業費	10,216	10,533	7,833	-2,699
国際交流 企画・実施費	4,451	3,010	2,917	-92
国際交流事業 受託事業費	6,226	20,907	13,585	-7,321
未払医療費補填金支出	12,892	20,980	19,486	-1,494
その他事業費	996	2,693	600	-2,093
管理費	53,510	65,821	61,991	-3,829
人件費	44,171	57,102	54,608	-2,493
その他	9,339	8,719	7,383	-1,335
固定資産取得支出	1,108	0	0	0
基本財産定期預金支出	10,000	0	0	0
特定預金支出	1,737	8,940	1,130	-7,809
事務所移転	2,425	0	0	0
当期支出合計	110,205	138,306	111,185	-27,120
当期収支差額	3	10	10	0
次期繰越収支差額	11	22	32	10



## (2) 正味財産増減計算書総括表

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産増加額	19,014	9,370	1,140	-8,229
当期収支差額	3	10	10	0
基本財産定期預金増加額	10,000	0	0	0
退職給与引当預金増加額	7,431	8,320	1,130	-7,190
車両運搬具購入額	1,108	0	0	0
什器備品購入額	296	419	0	-419
基金特定預金増加額	175	620	0	-619
負債減少額	5,869	7,431	141	-7,290
退職給与引当金取崩額	5,869	7,431	141	-7,290
増加額合計	24,883	16,801	1,281	-15,519
資産減少額	14,753	8,450	1,463	-6,987
退職給与引当預金取崩額	5,869	7,431	141	-7,290
車両運搬具減価償却額	16	199	199	0
什器備品減価償却額	725	608	503	-105
車両運搬具除却額	58	0	0	0
什器備品除却額	176	36	0	-36
基金特定預金減少額	1,833	175	620	444
敷金減少額	6,074	0	0	0
負債増加額	7,431	8,320	1,130	-7,190
退職給与引当金繰入額	7,431	8,320	1,130	-7,190
減少額合計	22,184	16,770	2,593	-14,177
当期正味財産増減額	2,698	30	-1,312	-1,342
前期繰越正味財産額	522,479	525,178	525,208	30
期末正味財産合計額	525,178	525,208	523,896	-1,312

## (3) 貸借対照表総括表

(単位:千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	3,173	6,284	3,722	-2,561
現金預金	2,135	5,210	3,034	-2,176
未収金	1,038	859	688	-171
前払金	0	213	0	-213
固定資産	532,598	533,506	533,173	-333
基本財産	521,000	521,000	521,000	0
現金預金	0	283,600	0	-283,600
基本財産定期預金	391,200	131,000	138,000	7,000
有価証券	129,800	106,400	383,000	276,600
その他の固定資産	11,598	12,506	12,173	-333
車両運搬具	1,091	892	692	-199
什器備品	2,422	2,196	1,693	-503
電話加入権	478	478	478	0
退職給与引当預金	7,431	8,320	9,309	989
基金特定預金	175	620	0	-619
資産合計	535,771	539,791	536,896	-2,894
負債の部				
流動負債	3,162	6,262	3,690	-2,571
未払金	2,857	5,924	3,441	-2,482
預り金	304	338	249	-88
固定負債	7,431	8,320	9,309	989
退職給与引当金	7,431	8,320	9,309	989
負債合計	10,593	14,582	12,999	-1,582
正味財産の部				
正味財産	525,178	525,208	523,896	-1,312
正味財産合計	525,178	525,208	523,896	-1,312
負債及び正味財産合計	535,771	539,791	536,896	-2,894

## (4)重要な会計方針

固定資産の減価償却	定額法による直接償却法を採用している。
退職給与引当金	期末退職給与金の要支給額の100%を計上している。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、前払金、及び立替金、預り金を含めることにしている。

## (5)5年間の収入推移

(単位：千円)

科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
基本財産運用収入	5,140	4,641	3,697	3,004	2,295
会費収入	699	713	686	638	532
事業収入	1,937	74	124	122	135
アジア芸能公演収入	1,937	0	0	0	0
地球市民講座収入	0	74	24	0	0
日本語ボランティア養成講座	0	0	100	122	135
補助金等収入	97,562	104,029	86,145	125,185	106,120
県補助金収入：国際課	82,465	87,470	69,411	81,828	74,063
県補助金収入：国保援護課	10,000	10,000	10,128	19,875	17,731
県受託金収入	0	0	693	16,223	13,547
民間受託金収入	4,697	4,811	5,533	4,683	37
民間助成金収入	400	1,747	380	2,575	740
負担金収入	375	360	326	0	0
寄附金収入	0	100	1,050	1,050	1,000
敷金戻り収入	0	0	6,074	0	0
基本財産収入	0	0	10,000	0	0
特定預金取崩収入	4,450	4,727	1,833	7,606	761
退職給与引当預金取崩収入	0	636	0	7,431	141
基金取崩収入(特別会計分)	4,450	4,091	1,833	175	620
その他の収入	684	117	271	711	351
合 計	110,849	114,763	110,208	138,317	111,195

補足事項...県以外の収入の相手先は以下のとおりである。

- ・ 民間受託金収入...独立行政法人国際協力機構(以下 JICA という)、社団法人国際交流サービス協会(以下 IHCSA という)
- ・ 民間助成金収入...JICA、財団法人自治体国際化協会(以下 CLAIR という)
- ・ 寄附金収入 ...南加県人会、経済団体(特別会計分)
- ・ 基本財産収入 ...財団法人群馬県農業拓植基金協会
- ・ 敷金戻り収入 ...Y 火災海上保険

## (6) 収支の状況及び財政状態について

### 収支の状況について

県補助金収入：国際課...平成 13 年度は、基本財産収入・敷金戻り収入で計 16,074 千円あったため補助金を減らした(国際交流協会で不足する額を補助金で支弁する方式のため)。平成 14 年度は、81,828 千円と増加しているが、これは、派遣法の改正により県派遣職員の人件費を補助金で支弁する方式になったためである。

県補助金収入：国保援護課及び未払医療費補填金支出...県内登録外国人が増加しており、支出も増えている。

県受託金収入及び国際交流事業受託事業費...県の事業の「県費留学生・海外技術研修員受入受託事業」につき平成 13 年度までは県国際課ですべての事務を行っていたが、平成 14 年度からは事務の一部を国際交流協会で行っている。

平成 14 年度：15,745 千円、平成 15 年度：13,448 千円。

民間受託金収入及び国際交流事業受託事業費...平成 15 年度 SARS 問題で「青年招へい受託事業」が中止になったため約 5,000 千円が減少している。

敷金戻り収入...旧事務所の賃貸借契約解約、現在地(群馬会館内)に移転したことによる敷金返金分。

基本財産収入及び基本財産定期預金支出...(財)群馬県農業拓植基金協会より平成 13 年度残余財産引継として 10,000 千円の基本財産の払い込みがあった。

退職給与引当金取崩収入及び特定預金支出...平成 14 年度事務処理誤りで繰り入れと引き出しが 7,431 千円重複計上された。

### 財政状態について

3 年間ほとんど大きな変化は見られない。これは国際交流協会で不足する額は全て補助金として県から支弁されるため資金の余剰も不足も発生しないためである。

平成 15 年度に基本財産中の現金預金及び基本財産定期預金から有価証券に 276,600 千円資金移動しているが、これは基本財産運用として少しでも利回りの良い国債 300,000 千円を購入し、県債が 23,400 千円償還されたものである。

## 実地監査年月日

平成 16 年 9 月 14 日及び平成 16 年 9 月 16 日

## 監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

### (会計事務について)

#### 1 領収書の取扱いについて

領収書は重要であるので厳格に管理する必要がある。

##### (現状及び問題点)

国際交流協会では、賛助会員の会費等を現金で受けるケースがあるため領収書を発行している。様式としては、市販の領収書及びパソコン作成の領収書があるが、いずれのケースでも領収書は連番管理されておらず、領収書の管理簿も作成されていなかった。

##### (改善策)

協会独自の領収書を作り連番管理すると共に、領収書の管理簿を作り二重チェックする内部統制組織を確立するべきである。

また、個人等に金銭を支払うケースで、協会の領収書用紙を使用して本人から領収印及び署名を頂く場合は、収入時に使用する領収書とは別の用紙を使用すべきである。

#### 2 有価証券の会計処理について

基本財産の運用として国債を購入している。取得価額と額面の差額につき受取利息の控除として決算をしているが、取得価額で評価する必要がある。

##### (現状及び問題点)

国際交流協会は基本財産について、平成 15 年 4 月 21 日に額面 200,000 千円の国債を 201,340 千円で購入し、平成 16 年 3 月決算時に取得価額と額面の差額 1,340 千円を一度に取得価額から控除し、受取利息の控除として決算をしている。また、この控除額については別途同額の定期預金を組み基本財産に組入れている。

公益法人会計基準ではこの会計処理は認められていない。

##### (改善策)

公益法人会計基準では現在取得原価主義を採用しているが、近い将来金融商品会計基準の採用が確実視されている。金融商品会計基準では満期償還まで保有する意図で債券を購入した場合、取得価額と額面との差額は満期までの期間、每期一定の方法で取得価額を加減することになっており、一時での加減は認めていない。

よって満期まで取得価額で計上しておくか、満期までの期間毎期一定の方法で額面と取得価額の差額を減額していくか、どちらかの方法を採用すべきであった。

### 3 会計規程に基づく計算書類の作成について(共通)

計算書類は会計規程に則って作成されるべきであり、見直しが必要である。また、会計規程の中で現状にそぐわない部分については適宜改正すべきである。

(現状及び問題点)

国際交流協会会計規程別表では計算書類につきその科目及び取扱要領を詳細に規定しているが、作成されている計算書類は以下の点でこの規程に則って作成されていない。

会計規程別表		平成 15 年度計算書類	
大 科 目	中 科 目	大 科 目	中 科 目
事業収入	事業収入	事業収入	日本語ボランティア養成講座事業収入
			医療ボランティア養成講座受講料収入
補助金収入	県補助金収入	補助金等収入	県補助金収入
			県受託収入
			民間受託収入
			民間助成金収入
			寄附金収入
県受託事業収入	国際協力事業受託金		
	国際交流留学事業受託金		
	少年国際親善大使制度受託金		
	アジア芸能公演事業受託金		
寄附金収入	一般寄附金収入		
負担金収入	負担金収入		

補足事項... 項目は現在の県の事業にはない項目で規程の改正が必要なものであり、他にも現状にそぐわない部分が散見される。

(改善策)

計算書類は会計規程に準拠して作成されるべきであり、見直しが必要である。また、会計規程の中で現状にそぐわない部分については適宜改正すべきである。

(参照 共通監査結果の項 1 - 14 頁)

## (管理運営状況について)

### 4 役員に対する退職金について

役員に対する退職金については規程どおり理事会の議決を経てから支払うべきである。

#### (現状及び問題点)

平成 15 年 6 月 16 日に常勤の専務理事が退任し、退職金を支払っている。「国際交流協会役員及び職員の退職手当に関する規程」第 4 条によれば「常勤役員に対する退職手当の額は、理事会の議決を経て理事長が別に定める」と規定している。

しかし国際交流協会では退任理事の退職金について、理事会の議決をしていない。

#### (改善策)

規程どおり理事会の議決を経てから退職金を支払うべきである。

### 5 福利厚生について

平成 15 年度に福利厚生として行った 40 千円未満の補助はあまりにも個人的なものが多く、その支出の正当性については再検討する必要がある。

#### (現状及び問題点)

平成 15 年度に職員（嘱託を含む）13 名に福利厚生の一環として各人が購入したものの、役務の提供を受けたものの価額のうち 90% かつ 40 千円未満の部分について協会が補助することにした。全員がすべて 40 千円の補助を受けることになったが、内容は歯の治療費用、整体治療の費用、寝具購入等あまりにも個人的なものが多く、領収書では品代等内容が不明なものもある。また、国際交流協会には福利厚生規程がない。

#### (改善策)

国際交流協会は県の外郭団体であるので、上記のような支出の正当性については特に慎重に対処し、再検討する必要がある。また福利厚生を行うのであれば、福利厚生規程を作成してから実施すべきである。

### 6 勤怠管理について(共通)

出勤簿には毎日押印するべきことは言うまでもないが、責任者は出勤簿を閲覧して確認印を押印することも必要である。

(参照 共通監査結果の項 1 - 15 頁)

## 意見

### (契約事務について)

#### 1 随意契約における理由及び見積合せ省略理由が不明確な事例について(共通)

随意契約選択理由及び見積合せ省略理由が明示されていない事例が見受けられた。また、随意契約の場合、予定価格を作成していないものがあった。

(参照 共通意見の項 1 - 16 頁)

### (事業実施のための事務について)

#### 2 外国人未払医療費対策事業について

外国人未払医療費対策事業については、寄附行為の事業目的との適合性が曖昧である。またその運用上いくつかの留意点が見られた。

(現状及び問題点)

この事業は、県内の医療機関が緊急その他やむを得ない理由により外国人を診療し、その医療費の回収努力をしたにもかかわらず、その一部または全部を回収できないまま、1年以上を経過した医療費については、その70%を限度として補填する事業である。

群馬県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱によれば、本補助金の趣旨は、「人道的立場から外国人の不慮の傷病に対する緊急的な医療が適切に確保されることを目的として～」となっている。ここで外国人とは、日本国籍を有しない者で、原則として県内に居住し、公的保険または公的扶助の適用を受けていない者で、県内の医療機関で診療することにやむを得ない理由を有する者である。

本来国が適切な措置を講じるべきであるが、群馬県は国に先駆けて平成5年度から当該事業を開始した。事業は、県が1,000万円(7割)、市町村が280万円(2割)、経済団体が133万円(1割)を拠出し始められたが、制度設立の背景には、社会的な弱者を県のみならず、市町村にも経済団体にも協力してもらい、県民皆で支えていこうという基本的な考え方がある。平成15年度県は17,731千円の補助金を支出している。

この事業に関し、以下の問題点が考えられる。

##### (1) 事業目的適合性について。

この事業が寄附行為に挙げられている事業目的のどの項目に適っているのか曖昧である。また、近年県内の外国人住民の急激な増加と定住化が進んでおり、今後もその傾向に拍車がかかることが予想され、経済状況も不安定な中で、本事業は規模的にも、内容的にもますます拡大、深刻化することが懸念される。したがって、現在の協会の能力で十分な確認、指導、ケア等の手続きを行うには、従事人数からも予算規模的にもまた協会の存在理由から言っても限界があると思われる。